

8月から 70歳以上の方の 高額療養費制度の 自己負担限度額が 変わります

国保給付担当 / 2階
☎(3228)8954 FAX(3228)5655
後期高齢者医療担当 / 2階
☎(3228)8944 FAX(3228)5661

高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費が個人または世帯の所得に応じた上限額を超えた場合に、その額を超えた分を払い戻す制度です。

8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が右表のとおり変わります。

所得区分の基準などについて詳しくは、各担当へ問い合わせを。

70歳以上の被保険者の8月1日からの自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並みⅢ (課税標準額690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 【140,100円】(※2)	
現役並みⅡ (課税標準額380万円以上)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 【93,000円】(※2)	
現役並みⅠ (課税標準額145万円以上)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 【44,400円】(※2)	
一般	18,000円(※1)	57,600円 【44,400円】(※2)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

(※1)1年間(8月~翌年7月)の上限額は144,000円
(※2)過去12か月の間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目からの限度額は【 】内の金額

☆「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」について、上記の表の現役並みⅠ・Ⅱ、住民税非課税世帯の場合のみ、申請することができます

子ども・子育て・教育

児童手当・児童育成手当の 現況届の提出はお済みですか

手当・医療費助成担当 / 3階
☎(3228)5484 FAX(3228)5657
☆児童育成手当の問い合わせは☎(3228)8952へ。FAXは同上

児童手当と児童育成手当(ひとり親家庭、障害のあるお子さんのいる家庭等が

対象)の現況届は提出がないと、引き続き手当を受給することができません。まだ、提出していない方は至急提出を。
☆添付する書類が個別に必要な場合もあります。詳しくは、現況届に同封した案内をご覧ください

所得控除の考え方が変わりました

6月から手当における所得控除の考え方が変わりました。土地売却所得に係る特別控除や、未婚のひとり親の方のみなし寡婦の適用などが受けられるようになりました。特に今まで児童育成手当を受けていない未婚のひとり親の方は、児童育成手当の担当へご相談を。

妊婦さんの歯っぴいお食事講座

南部すこやか福祉センター
弥生町5-11-26(みなみらいず内)
☎(3380)5551 FAX(3380)5532

初めて出産を迎える区内在住の方を対象に、妊娠期から産後の食事のポイントやレシピを紹介します。試食やお口のケアなどの健康チェックも。

☆希望者は食事診断と骨量測定(素足で測定)、お肌の水分チェックも受けられます

日時 8月17日(金)午後1時半~3時半
会場 南部すこやか福祉センター
申込み 7月17日~8月14日に電子申請か、電話または直接、南部すこやか福祉センターへ。先着15人

高齢者・介護情報

☒はホームページ ☒☒から、☒☒は電子申請が、☒☒は申請書などのダウンロードが可 ☒☒☒は、☒☒☒で詳しい内容をご覧ください

国民健康保険に加入している
70歳から74歳の方へ

「東京都国民健康保険高齢受給者証」を郵送します

資格課担当 / 2階
☎(3228)5511
☎(3228)5055

「東京都国民健康保険高齢受給者証」の更新は毎年8月です。

8月1日以降に使用できる「東京都国民健康保険高齢受給者証」を今月下旬に郵送します。世帯の対象者全員分を世帯主の方宛てに郵送するので、高齢受給者証の対象被保険者氏名欄を確認してください。

診療を受ける際は、負担割合にかかわらず、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

☆4月から制度の一部が変わり、高齢受給者証の名称に変更がありました。「中野区

国民健康保険」から「東京都国民健康保険」になります。自己負担割合は平成30年度住民税課税標準額などを基に判定。判定基準など詳しくは、同封の「一部負担金の割合(医療費などの自己負担割合)について」をご覧ください

自己負担割合が3割の方(現役並み所得者)へ

平成29年中の収入額が基準未満の方は、自己負担割合が2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は、軽減特例措置により1割)になる可能性があります。

可能性のある方には「国民健康保険基準収入額適用申請書」を同封するので、期限内に申請してください。

後期高齢者医療制度の加入者の方へ
新しい保険証を郵送します

後期高齢者医療担当 / 2階

☎(3228)8944
☎(3228)5061

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証(緑色)は、7月下旬までに、加入者全員に簡易書留で郵送します。

8月1日以降は、新しい保

険証をお使いください。

自己負担割合が3割の方へ

みなさんが医療機関窓口で支払う医療費は、所得に応じて自己負担割合が1割または3割と決まっております。毎年見直しをしています。

一定の条件を満たせば1割になる可能性のある方には、申請書を6月に郵送しました。申請方法などについて詳しくは、後期高齢者医療担当へお問い合わせを。

要介護・要支援の認定を受けている方へ

「介護保険負担割合証」を郵送します

介護給付担当 / 2階

☎(3228)5561
☎(3228)8922

介護保険サービスの利用者負担割合は、前年の所得に応じて決まります。昨年末では、1割または2割でしたが、来月からは特に所得の高い方は3割になります。

新しい負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を今月中旬頃に郵送します。

8月以降にサービスを利用する際は、新しい負担割合証を介護サービス事業所等に提示してください。

振り込め詐欺多発中 だまされないで

「変だな」と思ったら警察に相談を。緊急の場合は110番へ

中野警察署
☎(5342)0110
野方警察署
☎(3386)0110



示してください。

利用者負担額が基準以上になった場合は、「高額介護サービス費」の支給対象になります。対象者には区からお知らせを郵送するので、申請してください。

家族介護教室

「看護師に聞こう」
健康管理、在宅での
看取りについて」と懇談

かみさぎホーム
上鷲宮3-17-4

☎(3926)8443
☎(3926)9020

日時 7月19日(木)午後1時半~3時半
対象 自宅で高齢者を介護している方
申込み 7月6日~18日に電話で、かみさぎホームへ。先着15人

庭木1本からお手入れOK!

☆土日でもOKです
☆トイレはお借りしません
☆お茶はご遠慮します

●なかの区報を見た方へ●
生垣剪定幅1m 先着10名様
(高さ2m) 通常2,000円を1,000円

株式会社ガーデンエクスプレス
東京北支店:練馬区土支店3-19-12
☎03-5933-2811
年中無休

見積無料

無料法律相談会

相続問題、借金問題、賃貸借・売買、その他法律問題かどうかわからなくてもお気軽にご相談下さい。

相談時間40分

相談会責任者(予約先) ※土・日・祝日を除く10:00~17:00まで
草薙法律事務所 弁護士 川野 浩典(東京弁護士会)
☎042(720)5911 ✉h-kawano@kusanagi-law.jp
主催:東京弁護士会友会全期会(東京弁護士会所属の弁護士グループ)

7月27日(金) 18:30~20:50
会場:中野サンプラザ8階 研修室4
相談ご希望の方は、事前に電話又はメールにてご予約ください。
当会HP(<http://zenkikai.net/>)

駅チカ 家族葬専用式場

夜中でも対応してくれるのかしら

安心して葬儀を執る
ところはないかな

家に連れて帰れないのだけれど...

中野区民の方々にご支持いただいております。

くみん斎場 中野新井薬師前 東京都中野区上高田3-19-17
西武新宿線「新井薬師前駅」南口より徒歩約3分

お問合せ・資料請求 24時間 365日受付 (03) 6454-0019

開催7月のあすなろ葬祭セミナー

家族葬を行った場合
いくらかかるの? どのくらい待つ??

火葬場式場で行う家族葬

7月10日(火) 14:00~ 参加料:500円
テキスト・お茶代込

中野サンプラザ15F アクアールーム
お申込みお問合せ TEL 03-5318-2876